

○農林水産省告示第九号

株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)附則第三十五条の規定に基づき、平成二十一年九月三十日農林水産省告示第三十五号(株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件)の一部を次のように改正し、平成二十三年三月十一日から適用する。

平成二十三年五月二日

財務大臣 野田 佳彦
農林水産大臣 鹿野 道彦

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第百六条第三項の規定により林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)第五条第三項の規定を読み替えて適用する場合及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百二十一条第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫法別表第五の規定を読み替えて適用する場合における二及び三の規定の適用については、二の表中「二十五年」とあるのは「二十八年」と、三の表中「三十五年」とあるのは「三十八年」とする。

○厚生労働省告示第五十三号

厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号)附則第四条の規定に基づき、厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例(平成十一年厚生省告示第百九十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二日

厚生労働大臣 細川 律夫

第一項第三号の四中「係るもの」の下に「並びに天災その他のやむを得ない理由により、掛金又は徴収金の免除に係る法令上の特別措置がとられた場合に行われた、当該掛金又は徴収金の免除の申出に係る加入員の標準報酬月額及び標準賞与額であつて、当該掛金又は徴収金を免除された期間に係るもの」を加える。

○厚生労働省告示第五十四号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第八十六条第一項、第八十八条第一項及び第九十六条並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成二十三年政令第三百三十一号)第二条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する告示を次のように定め、公布の日から適用する。ただし、第二条及び第三条の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

平成二十三年五月二日

厚生労働大臣 細川 律夫

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する告示

(法第八十六条第一項の厚生労働大臣が定める費用の額)

第一条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)第八十六条第一項の厚生労働大臣が定める費用の額は、児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額(平成十八年厚生労働省告示第五百六十号)に規定する額(その額が現に食事の提供及び居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額)とする。

(法第八十八条第一項の厚生労働大臣が定める費用の額)

第二条 法第八十八条第一項の厚生労働大臣が定める費用の額は、障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額(平成十八年厚生労働省告示第五百三十一号)に規定する額(その額が現に食事の提供及び居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額)とする。

(法第九十六条の厚生労働大臣が定める日)

第三条 法第九十六条の厚生労働大臣が定める日は、平成二十三年六月三十日とする。

(法第九十六条第一号の厚生労働大臣が定める区域)

第四条 法第九十六条第一号の厚生労働大臣が定める区域は、別表に掲げる市町村の区域とする。

(令第二条の厚生労働大臣の定める医療機関及びその施設)

第五条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(次項において「令」という。)第二条の表上欄の厚生労働大臣の定める医療機関は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第二項第五号イからホまでに掲げる医療を提供する医療機関その他の医療機関であつて、災害復旧の必要性が特に高いと認められるものとする。

2 令第二条の表下欄の厚生労働大臣の定める施設は、前項に規定する医療機関の有する施設のうち、災害復旧の必要性が特に高いと認められるものとする。

別表(第四条関係)

Table with 4 columns: Prefecture (青森県, 岩手県, 宮城県, 福島県) and a list of municipalities. The table lists specific municipalities under each prefecture, such as 八戸市, 盛岡市, 仙台市, etc.

茨城県	栃木県	千葉県
水戸市 日立市 土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 稲敷市 つくば市 茨城県 常陸市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 小美玉市 東茨城郡 茨城町 同郡 阿見町 同郡 河内町 同郡 北相馬郡 利根町 同郡 東海村 久慈郡 大子町 稲敷郡 美浦村 同郡 阿見町 同郡 河内町 同郡 北相馬郡 利根町	宇都宮市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 宇都宮市 益子町 同郡 茂木町 同郡 市貝町 同郡 芳賀町 塩谷郡 高根沢町 那須郡 那須町 同郡 那珂川町	千葉市(美浜区に限る) 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 香取市 山武市 山武郡 九十九里町

○農林水産省告示第九百号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成二十三年政令第三百三十二号) 第三条第三項の規定により読み替えて適用する農業近代化資金融通法施行令(昭和三十六年政令第三百四十六号) 第二条の表第六号並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令第五号第三項の規定により読み替えて適用する漁業近代化資金融通法施行令(昭和四十四年政令第二百九十九号) 第二条の表第六号及び第七号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する期間を次のように定め、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)の施行の日から施行する。

平成二十三年五月二日

農林水産大臣 鹿野 道彦

一 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(以下「令」という。)第三条第三項の規定により読み替えて適用する農業近代化資金融通法施行令第二条の表第六号の農林水産大臣が指定する期間は、二十三年とする。

二 令第五号第三項の規定により読み替えて適用する漁業近代化資金融通法施行令第一条の表第六号の農林水産大臣が指定する期間は、二十三年とする。

三 令第五号第三項の規定により読み替えて適用する漁業近代化資金融通法施行令第二条の表第七号の農林水産大臣が指定する期間は、次の表の上欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

資金の種類	償還期限	据置期間
一次に掲げる資金 イ 漁村における給排水施設の改良、造成又は取得に必要な資金 ロ 特定地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項及び同法第七十二号)第二号第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域(奄美群島振興地域特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条の規定による奄美群島、小笠原諸島振興特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第二条第一項に規定する小笠原群島又は沖繩振興特別措置法	十八年	六年

<p>一 漁業近代化資金融通法第二条第三項及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百三十三条の規定により読み替えて適用する漁業近代化資金融通法第二条第三項に規定する漁業近代化資金(以下「資金」という。)別表第一第八号の下欄の力からソまで、ネ及びナに掲げる資金並びに沿岸漁業改良資金(昭和五十四年法律第二十五号)第二条第三項に規定する生活改善資金(同法第三項に規定する生活改善資金)及び同法第三項に規定する生活改善資金(これらの資金のうち、設備資金に限る。)の貸付けを受け、漁業又は水産加工業の経営の方針の転換等を図ろうとする者で、次のいずれかに該当する者が、当該経営の方針の転換等の初期において必要とする経営資金</p> <p>イ 水産業をめぐる情勢の変化等によりその経営に係る漁業種類の転換を図ろうとする者</p> <p>ロ 経営規模の拡大を図ろうとする者</p> <p>ハ 水産加工品の原材料若しくは製品の転換又は製造方法若しくは加工方法の改良を図ろうとする者</p> <p>ニ 新たに漁業又は水産加工業を開始しようとする者</p>	<p>(1) 漁業及び水産加工業の生産活動に伴って生ずる公害の防止のために居住地を移す場合</p> <p>(2) 計画・都道府県又は市町村の作成した雇用労働者のために提供する休息施設の改良、造成又は取得に必要な資金</p>	八年	五年
<p>三 前各号に掲げる資金以外の資金</p>		十五年	五年